

森林管理プロジェクトに係る VER 発行に関する事項等について

1. オフセット・クレジット（J-VER）の用途

- ・ 京都議定書の目標達成計画上、吸収源対策は排出削減対策とは別途計上されており、京都議定書の第一約束期間においては、排出削減対策の目標遵守に森林吸収 VER を活用することについては想定しえないが、都道府県単位における排出量取引制度等における活用まで妨げるものではない。
- ・ 現在、排出削減プロジェクト由来のクレジットを J-VER 登録簿上「JVR」として管理する方針であるが、森林吸収プロジェクト由来のクレジットは「JRM」など、J-VER の中の別のクレジット種別として取り扱う。

2. 吸収量の検証

- ・ 森林施業計画等に基づく適切な施業が行われているかの確認、また、森林施業が実施された森林の面積の確定などを行うには、対象が小規模森林であっても現地調査を実施することが必要になる。
- ・ 吸収量の検証は、ISO 認定第三者検証機関により行われることを原則とするが、現地有識者・民間業者の活用など、検証機関との適切な連携により、効率的に検証作業を行う体制を検討する必要がある。
- ・ また、現在策定している「オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング報告書の検証のためのガイドライン」（検証ガイドライン）や、その前提となる「オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン」（モニタリング方法ガイドライン）において、森林吸収量の適切なモニタリング及び検証が行われるよう、情報の追記・見直しを図る必要がある。

3. プロジェクトのバンドリング

- ・ 小規模森林所有者にとっては、森林施業計画の策定に必要な最低森林規模（30ha）に達しない、あるいは達したとしてもクレジット化する際の作業（書類作成等）及び検証費用が大きな負担になることが考えられる。
- ・ このため、たとえば、来年度創設される予定の山村再生支援センター（仮称）や森林組合、認定林業事業体、地方公共団体等により、小規模森林所有者の施業をとりまとめ、申請することを可能にすることが有効である。
- ・ 2. において検討予定としているモニタリング方法ガイドライン及び検証ガイドラインの策定にあたっては、これらバンドリングの可能性を考慮に入れる必要がある。